

五島市監査委員公表第17号

令和3年度定期監査（工事監査）の結果に基づく措置について、五島市長から別紙のとおりに通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表する。

令和4年6月8日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 荒尾正登

4五総第776号
令和4年6月2日

五島市監査委員 橋本平馬様
五島市監査委員 荒尾正登様

五島市長 野口市太郎

令和3年度定期監査（工事監査）結果報告に係る措置について

令和4年2月25日付け3五監第767号の令和3年度定期監査（工事監査）結果における指摘事項について、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知いたします。

記

- 1 監査対象部局 産業振興部水産課、総務企画部財政課
- 2 監査対象工事 大浜漁港（大浜地区）改良工事

3 指導事項及び措置

<指導事項>

(1) 施工管理について

ア 施工計画について

計画工程表の計画及び実施に掲げられた工事の進捗率に誤りがあった。

その原因は、請負者が計画工程表の作成時に、施工計画量の把握を誤ったことによるものである。監督職員は、請負者から施工計画書を受領するときは、計画工程表の内容の説明を受け、精査したうえで、疑問点や是正箇所等があれば請負者に対して確認するなど、適切な指導を徹底されたい。

【講じた措置】

[産業振興部水産課]

計画工程表の作成時には、設計数量を精査したうえで作成するよう、請負者へ指導を行いました。

また、監督職員においては、請負者から施工計画書を受領するときは、計画工程表の内容の説明を受け、精査したうえで、疑問点や是正箇所等があれば請負者に対して確認を行うよう、指導を徹底してまいります。

イ 工事の進捗について

施工計画量及び施工の実施数量については、毎月の工程会議や工事打合せにおいて、監督職員、請負者の双方が現在の工種別の進捗状況を共有することができるように、報告書類を整備することが望ましい。監督職員は、適切な工程管理ができるよう、計画工程表と実施工程表の施工数量が詳細に確認できる根拠資料を提出させるなど、請負者を指導されたい。

【講じた措置】

[産業振興部水産課]

工程会議や工事打合せにおいて、その都度、請負者から工程表を提出してもらい、工事の進捗状況を共有してまいります。また、監督職員においては、適切な工程管理ができるよう、請負者に対して根拠書類の整理及び提出をさせるなど指導を徹底してまいります。

ウ 工期について

工期は、工事の経費積算や執行計画の作成、監督、検査業務の実施等の基になる重要なものであるため、工事の変更契約又は繰越しに際しては、適切な工事内容及び工期を検討したうえで行うべきである。

【講じた措置】

[産業振興部水産課]

工事の変更契約又は繰越しは、適切な工事内容及び工期を検討したうえで行ってまいります。

エ 工事監督について

工事監督については、請負者からの施工に係る報告書等に基づいて、適宜、現場確認等を行い、施工途中の段階での情報の共有及び情報の整理を行うなど、適正な工事監督に向けた取組を推進されたい。

【講じた措置】

[産業振興部水産課]

適正な工事監督に向けた取組として、請負者からの報告等に基づき、適宜、監督職員が現場確認を行い請負者と施工箇所を確認するなど、適切な施工管理を徹底してまいります。